

博賀堂薬局	多久市北多久町大字多原二四一四番地九二		
あさひ薬局	伊万里市大坪町丙二二五七		
あじさい薬局	伊万里市二里町八谷堀一三九番地五		
アルナ薬局大川野店	伊万里市大川町大川野三〇六〇番地一		
川東カイセイ薬局	伊万里市二里町大里甲二七五一番地一		
黒川カイセイ薬局	伊万里市黒川町塩屋二〇五番地三		
さよがわ薬局	伊万里市山代町立岩二七六四番地七		
立花カイセイ薬局	伊万里市立花町四〇〇五番地		
波多津カイセイ薬局	伊万里市波多津町辻三六四九番地		
鳴石薬局	伊万里市山代町楠久九二六番地四		
ひまわり薬局	伊万里市二里町八谷堀一〇四一番地		
株式会社松尾薬局	伊万里市伊万里町甲五六四番地		
株式会社松尾薬局本町バイパス店	"		
ヤナイ薬局	伊万里市大坪町丙二二〇八番地一		
株式会社山下薬局	伊万里市伊万里町甲九五		
北鹿島薬局	鹿島市大字中村一一九番地一		
神代薬局セリ才牛津店	小城市牛津町柿樋瀬一〇六二番地一		
けんけん薬局	小城市小城市七二三番地一五		
タイハイ薬局	小城市牛津町牛津三〇九番地一〇		
タイハイ薬局小城店	小城市小城町松尾四〇九一番地一		
チトセ薬局三日月店	小城市三日月町長神田二三三五番地二		
有限会社双葉薬局	小城市小城町中町五五〇番地		
双葉薬局公園店	小城市三日月町甘木二一五三番地一		
有限会社まちの薬局	小城市小城町畑田二六八七番地四		
三日月調剤薬局	小城市三日月町金田一〇五三番地二		

エイト薬局神埼店	神埼市神埼町田道ケ里二二八六番地四	
エイト薬局日の隈店	神埼市神埼町城原一二五六番地一	
神埼薬局朝日支店	神埼市神埼町本堀二九四九番地一六	
神埼薬局枝ケ里支店	神埼市神埼町枝ケ里七六番地三	
神埼薬局本店	神埼市神埼町田道ケ里二二七一番地五	
神埼薬局本堀支店	神埼市神埼町本堀二七三五番地四	
つばさ薬局	神埼市千代田町下板一三五番地三	
ドラッグイレブン薬局千代田店	神埼市千代田町餘江一二一一番地一	
エイト薬局目達原店	神埼郡吉野ケ里町吉田二九〇四番地五	
神埼薬剤師会薬局	神埼郡吉野ケ里町三津一六八番地	
平成薬局	神埼郡吉野ケ里町三津七四一番地一	
かみみね薬局	三養基郡上峰町大字坊所二七六番地六	
エイト薬局三根店	三養基郡みやき町大字寄人一五一四番地八	
有田中央薬局	西松浦郡有田町中の原二丁目二番七号	
江口薬局	西松浦郡有田町稗古場二丁目一〇番九号	
原宿カイセイ薬局	西松浦郡有田町本町丙七八五番地	
わかば薬局	西松浦郡有田町大木宿乙八四四番地四	

●佐賀県告示第六百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十一月二十四日から平成十八年十二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本 松二二八六番五地先から 杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本 松一八三二番三地先まで	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本	後	二〇・七 〃 一三・〇	二五五・〇
		杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本 松二二八六番五地先から 杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本 松一八三二番三地先まで	前	一四・一 〃 八・六	一一五三・一一

○ 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

平成18年11月24日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 制限付一般競争入札競争入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品等の名称及び数量
Active Directory 環境構築に係る機器設備及び稼働環境 1式
 - (2) 賃貸借内容 入札説明書による。
 - (3) 賃貸借期間 平成19年1月1日から平成23年3月31日まで
 - (4) 納入等場所 落札者の申請により県が認めた場所
- 2 入札参加資格及び条件に関する事項
- 入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電気通信事業者であること。

(5) 財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)認証基準に基づく認証を取得していること。

(6) 別途入札説明書に記載する要件を満たす適切な建物及び運用体制が整備された施設で、ホスティングサービス(セキュリティが高い環境を低コストで提供でき、災害等にも強い建物で、必要なハードウェア・ソフトウェアの貸し出しや機器等の監視等を含めた稼働環境の提供サービス)の提供ができること。

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番50号

佐賀県 統括本部 情報・業務改革課 情報管理担当(新行政棟5階)

電話 0952-25-7390

FAX 0952-25-7299

E-mail active-directory@pref.saga.lg.jp

<p>(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間 平成18年11月24日（金）から12月6日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間、(1)の場所で随時交付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格の確認 ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。 イ 提出期限 平成18年12月6日（水）午後5時 （郵送による場合は、書留郵便とし、平成18年12月5日（火）午後5時までに3の(1)に必着とします。また、封筒に「Active Directory 環境構築に係る機器設備及び稼働環境提供業務資格審査書類在中」と朱書きしてください。） 期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。 ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年12月13日（水）までに通知します。 (4) 入札者の資格の喪失 入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。 ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。 イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。 (5) 入札の日時及び場所 ア 日時 平成18年12月15日（金）午前9時</p>	<p>（入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、平成18年12月14日（木）午後5時までに3の(1)に必着とします。また、封筒に「Active Directory 環境構築に係る機器設備及び稼働環境入札書在中」と朱書きしてください。） イ 場所 3の(1)に同じ。 (6) 開札の日時及び場所 ア 日時 平成18年12月15日（金）午前10時 イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 91号南会議室（新行政棟9階） (7) 開札に関する事項 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。 (8) 入札保証金及び契約保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第2項第1号及び第115条第3項第1号に該当するときは免除します。 (9) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。 (10) 入札方法に関する事項 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載することとします。 (11) 落札者の決定方法 ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低</p>
---	---

<p>の価格をもって申込みをした者を落札者とします。</p> <p>イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとし、この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行います。</p> <p>エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。</p> <p>オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがあります。</p> <p>なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。</p> <p>(12) 入札の無効</p> <p>競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提</p>	<p>出した者</p> <p>エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者</p> <p>オ 入札書の金額の最初に卒の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者</p> <p>カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者</p> <p>キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者</p> <p>ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者</p> <p>ケ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>コ 代理人でその資格のないもの</p> <p>サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者</p> <p>(13) 入札の撤回</p> <p>入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができません。</p> <p>(14) 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。</p> <p>なお、この場合における損害は入札者の負担とします。</p> <p>(15) 入札の辞退</p> <p>入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができ、但し、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとします。</p> <p>入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。</p> <p>(16) 落札の無効</p>
---	--

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書の作成の要否
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (4) 詳細は入札説明書によります。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年1月9日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年11月24日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成18年11月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人さが動物支援センター
- (2) 代表者の氏名 伊東 和則
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲14782番地6
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、動物愛護の啓発のための活動、動

物の保護・救済等の活動・支援に関する事業を行い、人と動物が共生できる豊かな地域社会の形成と、動物を通じた社会教育の推進に寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月24日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平 野 重 愛

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
ネットワークアナライザー
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
- (4) 納入期限
佐賀県立九州シンクロナン光研究センター
- (5) 入札方法
平成19年1月31日

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

<p>佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成18年12月13日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年12月13日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成18年12月19日17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p>	<p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号北会議室</p> <p>(2) 期限 平成18年12月20日10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成18年12月20日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契</p>
--	---

<p>約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成18年11月24日 収支等命令者</p> <p>佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達物品の名称及び数量 超高真空ゲートバルブ一式</p> <p>(2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター</p> <p>(4) 納入期限 平成19年2月28日</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>	<p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成18年12月15日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年12月15日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成18年12月21日17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法</p>
--	---

<p>書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所以び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号南会議室</p> <p>(2) 期限 平成18年12月22日10時</p> <p>8 開札の場所以び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成18年12月22日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者</p>	<p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成18年11月24日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 デオデオ佐賀本店 佐賀市兵庫町大字西洲1890-1</p> <p>(2) 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前) (仮称) デオデオ佐賀兵庫店 佐賀県佐賀市兵庫町42街区 (変更後) デオデオ佐賀本店 佐賀県佐賀市兵庫町大字西洲1890-1</p> <p>(3) 変更の年月日 平成18年11月1日</p>
---	--

<p>2 届出年月日 平成18年11月10日</p> <p>3 関係書類の総覧</p> <p>(1) 総覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 総覧期間 平成18年11月24日から 平成19年12月23日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、総覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、佐賀市の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに變更する。</p> <p>なお、関係図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び佐賀市役所に備えて総覧に供する。</p> <p>平成18年11月24日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成10年9月9日付けで公告の佐賀市に係る農業振興地域の区域 2 昭和56年1月16日付けで公告の諸富町に係る農業振興地域の区域 3 平成10年9月9日付けで公告の大和町に係る農業振興地域の区域 4 昭和48年3月31日付けで公告の富士町に係る農業振興地域の区域 5 昭和49年3月31日付けで公告の三瀬村に係る農業振興地域の区域 	<p>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、唐津市の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに變更する。</p> <p>なお、関係図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び唐津市役所に備えて総覧に供する。</p> <p>平成18年11月24日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成17年3月18日付けで公告の唐津市に係る農業振興地域の区域 2 昭和48年3月31日付けで公告の七山村に係る農業振興地域の区域 <p>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、武雄市の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに變更する。</p> <p>なお、関係図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び武雄市役所に備えて総覧に供する。</p> <p>平成18年11月24日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和58年5月6日付けで公告の武雄市に係る農業振興地域の区域 2 昭和47年3月21日付けで公告の山内町に係る農業振興地域の区域 3 昭和48年3月31日付けで公告の北方町に係る農業振興地域の区域 <p>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、嬉野市の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに變更する。</p> <p>なお、関係図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課及び嬉野市役所に備えて総覧に供する。</p> <p>平成18年11月24日</p>
--	--

- 佐賀県知事 古 川 康
- 1 昭和48年 3月31日付けで公告の塩田町に係る農業振興地域の区域
 - 2 昭和58年 5月6日付けで公告の嬉野町に係る農業振興地域の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、神埼市の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに
変更する。

なお、関係図面は、佐賀県土づくり本部農山漁村課及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年11月24日

- 佐賀県知事 古 川 康
- 1 昭和48年 3月31日付けで公告の神埼町に係る農業振興地域の区域
 - 2 昭和47年 3月21日付けで公告の千代田町に係る農業振興地域の区域
 - 3 昭和48年 3月31日付けで公告の脊振村に係る農業振興地域の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、吉野ヶ里町の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに
変更する。

なお、関係図面は、佐賀県土づくり本部農山漁村課及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成18年11月24日

- 佐賀県知事 古 川 康
- 1 昭和59年 1月30日付けで公告の三田川町に係る農業振興地域の区域
 - 2 昭和59年 1月30日付けで公告の東脊振村に係る農業振興地域の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、有田町の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに

変更する。

なお、関係図面は、佐賀県土づくり本部農山漁村課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成18年11月24日

- 佐賀県知事 古 川 康
- 1 平成元年 4月28日付けで公告の有田町に係る農業振興地域の区域
 - 2 昭和47年 3月21日付けで公告の西有田町に係る農業振興地域の区域

○ 労働委員会事項

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき佐賀県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等は、次のとおりである。

平成18年11月24日

佐賀県労働委員会
会長 安 藤 高 行

氏名	委嘱年月日	現職	前歴
安藤 高行	平2.9.12	九州国際大学大学院法学研究科教授 佐賀県労働委員会会長	九州大学大学院法学研究院教授
前田 和馬	平10.9.14	弁護士 佐賀県労働委員会会長代理	佐賀県弁護士会会長 弁護士
富吉賢太郎	平16.9.14	佐賀新聞社論説委員長 佐賀県労働委員会委員	佐賀新聞社唐津支社長
井上 亜紀	平15.8.6	佐賀大学経済学部助教授 佐賀県労働委員会委員	佐賀大学経済学部講師
福島 和代	平18.9.14	弁護士 佐賀県労働委員会委員	弁護士
黒木 安秋	平16.9.14	自治労佐賀県本部執行委員長 佐賀県労働委員会委員	自治労佐賀県本部書記長
卜部 章介	平17.8.3	電機連合戸上電機労働組合執行委員長 佐賀県労働委員会委員	電機連合戸上電機労働組合書記長
武重信一郎	平15.5.21	連合佐賀会長・新九州電力労働組合佐賀支部執行委員長 佐賀県労働委員会委員	新九州電力労働組合佐賀支部副執行委員長
次村 泰典	平6.10.5	名村造船労働組合執行委員長 佐賀県労働委員会委員	名村造船労働組合書記長
岩田 和己	平18.3.1	全国一般労働組合佐賀地方本部書記長 佐賀県労働委員会委員	全国一般労働組合山崎石油分会委員長
青山 祐二	平元.9.20	佐賀県経営者協会専務理事 佐賀県労働委員会委員	佐賀県経営者協会常務理事
鶴田 徹	平10.9.14	昭和自動車株式会社常務執行役員自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長・佐賀県労働委員会委員	昭和自動車株式会社取締役自動車事業本部副本部長兼貸切事業本部長
上田 正弘	平12.9.14	久光製菓株式会社取締役生産環境本部長 佐賀県労働委員会委員	久光製菓株式会社取締役生産本部長兼鳥栖工場長
真崎 泰裕	平11.2.3	株式会社戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長 佐賀県労働委員会委員	株式会社戸上電機製作所管理部長
福田 綱吉	平15.12.3	株式会社名村造船所総務部長 佐賀県労働委員会委員	株式会社名村造船所総務部総務人事グループリーダー
石田 解雄	平14.6.5	UIゼンセン同盟佐賀県支部支部長	ゼンセン同盟佐賀県支部支部長
石井 孝嗣	平17.12.7	連合佐賀事務局長	連合佐賀副事務局長
相川 司	平18.10.4	NTT労働組合佐賀支部支部長	NTT労働組合佐賀県支部執行委員
原 憲一	平17.12.7	全国一般労働組合佐賀地方本部執行委員長	全国一般労働組合佐賀地方本部執行委員長代行
青柳 直	平18.10.4	運輸労連佐賀県連執行委員長	運輸労連佐賀県連書記長
橋村 稔	平6.10.5	祐徳自動車株式会社常勤監査役	祐徳自動車株式会社常務取締役
熊谷 勲	平16.11.4	松尾建設株式会社常務取締役管理本部長	松尾建設株式会社取締役管理本部長
外村 健二	平17.9.7	九州電力株式会社執行役員佐賀支店長	九州電力株式会社佐賀支店長

新里 正巳	平17. 9. 7	王子板紙株式会社佐賀工場事務部長	王子板紙株式会社企画管理部副部長
福母 祐二	平17. 9. 7	佐賀県経営者協会事務局次長	佐賀県経営者協会労政課長
松信 徹博	平17. 4. 6	佐賀県労働委員会事務局長	佐賀県経営支援本部総務法制課長
原崎 淳子	平16. 4. 7	佐賀県労働委員会事務局総務調整課長	佐賀県農林水産商工本部労働課長
一ノ瀬健次	平18. 4. 5	佐賀県農林水産商工本部労働課長	佐賀県海区漁業調整委員会事務局長

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十一月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷